



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.91

発行：東濃西部広域行政事務組合

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意

除菌商品やマスクの品薄が続いている状況に便乗して、「購入できるサイトがある」と SNS の書込みやフェイク広告から不審な通販サイトへ誘導され、クレジットカード情報等を入力してしまったという相談が寄せられています。フィッシングサイトの恐れもあり、個人情報やクレジットカード番号を入力すると不正に取得される可能性があります。インターネット通販を利用する際は、SNS の書込みや広告をうのみにせず、リンク先の通販サイトの事業者情報や注文手続きに不審な点がないか慎重に確認しましょう。

不審なサイト上でクレジットカード番号を入力してしまった場合は早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。また、不安な場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



息子のクレジットカードの明細にドル表示の請求がある。息子は海外へ行っていないので、不正利用による請求ではないか。

海外通貨での請求であっても、海外の現地で利用しているとは限りません。日本語表示のサイトであっても海外サイトである場合があります。海外サイトをインターネットで利用し、請求が発生していることも考えられます。特に出会い系サイトを利用すると海外経由で請求が発生している場合が多数あります。

4月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	8件
訪問購入	0件
通信販売	47件
連鎖販売	1件
電話勧誘	2件
送り付け商法	5件
無店舗販売	0件
不明・無関係	13件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業